

平成 30 年 4 月 17 日

公益社団法人
日本矯正歯科学会
会員 各位

公益社団法人
日本矯正歯科学会
医療問題検討委員会
委員長 宮澤 健

【平成 30 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正に関して】

拝啓

陽春の候、平素は学会運営に関してご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正が行われました。さらに、留意事項が改めて示され、周知徹底するよう通知がありましたのでご報告させていただきます。

なお、保険診療はシステムや解釈が日々変化します。可能な限りホームページ等にて情報を発信しますので、各保険医療機関は適正に保険診療を行うよう周知徹底お願い申し上げます。

敬具

① N000 歯科矯正診断料に関して

診療報酬改定関連通知の一部訂正により、以下の様に訂正されました。

(1) 歯科矯正診断料は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、歯科矯正を担当する専任の歯科医師（地方厚生（支）局長に届け出ている歯科医師に限る。以下同じ。）が歯科矯正診断を行った場合であって、次のいずれかに該当する場合に限り算定する。

歯科矯正を担当する専任の歯科医師とは、地方厚生（支）局長に届け出ている歯科医師の事です。保険診療を行う歯科医師は、必ず地方厚生（支）局長に届け出ることが必要であることを周知徹底して下さい。

② N001 顎口腔機能診断料に関して

診療報酬改定関連通知の一部訂正により、以下の様に訂正されました。

(1) 顎口腔機能診断料は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において、歯科矯正を担当する専任の歯科医師が歯科矯正診断を行った場合に限り算定する。

歯科矯正を担当する専任の歯科医師とは、地方厚生（支）局長に届け出ている歯科医師の事です。保険診療を行う歯科医師は、必ず地方厚生（支）局長に届け出ることが必要であることを周知徹底して下さい。

- ③ 歯科外来診療における院内感染防止対策の推進として歯科初診料、歯科再診料の見直しが行われました。平成30年9月30日（必着）までに初診料・再診料の新しい施設基準の届出を行えば、歯科初診料237点の算定が可能です。さらに、平成30年10月1日以降に歯科初診料237点+外来環（23点）=260点および歯科再診料48点+外来環（3点）=51点を算定するためには、平成30年9月30日（必着）までに、初診料・再診料の新しい施設基準の届出と新しい外来環（歯科外来診療環境体制加算）の届出を行う必要があります。
- なお、詳しくは、地域の歯科医師会等に問い合わせ頂くのが確実だと思います。
- ④ 診療報酬改定関連通知の一部訂正により、「3 歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常（埋伏歯開窓術を必要とするものに限る。）」が「前歯 3 歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常（埋伏歯開窓術を必要とするものに限る。）」と訂正されました。
- ⑤ 本年度診療報酬改定において、別に厚生労働省が定める疾患に「(53) その他顎・口腔の先天異常」が追加されました。今後、顎・口腔の奇形、変形を伴う先天性疾患であり、当該疾患に起因する咬合異常について、歯科矯正の必要性が認められる場合に、その都度当局に内議の上、許可されれば歯科矯正を保険診療の対象とすることができます。なお、当局とは所轄の「地方厚生（支）局」です。
- ⑥ N014-2 牽引装置（1 歯につき） 500点に関して
N008装着の3ダイレクトボンドブラケット（100点）およびN009撤去（60点）の費用の算定は不可です。
- ⑦ N012-2スライディングプレートに関して
N008装着の可撤式装置（300点）およびフォースシステム加算（400点）の算定は可能。
なお、スライディングプレートの印象採得、咬合採得、保険医療材料料は、所定点数に含まれ別に算定できません。
- ⑧ I 017床副子 1簡単なもの（ハ手術に当たり製作したサージカルガイドプレート）に関して
「ホ手術に当たり製作したサージカルガイドプレート」について、顎変形症等の患者に対する手術を行うに当たり、顎位の決定を目的に製作したものについては1装置に限り、「1 口腔内装置1」の所定点数を算定する。この場合において、必要があつて咬合採得を行った場合は区分番号M006に掲げる咬合採得の「2の口の(2) 多数歯欠損」により算定する。
またなお、同一手術において複数の装置を使用する場合については、2装置目からは、1装置につき「3 口腔内装置3」の所定点数により算定する、と通知されました。

そこで、「3 口腔内装置3」は、咬合採得は算定できず、印象採得（42点）、装着料（30点）を算定するとなりますが、「1 口腔内装置1」は、印象採得（42点）、装着料（30点）、咬合採得（187点）を算定します。

以上。